

三重県立学校学校運営協議会取扱要綱

(趣旨)

第1条 三重県立学校における学校運営協議会の設置に関する規則（平成19年4月1日教育委員会規則第4号、以下「規則」という。）に定める学校運営協議会（以下「協議会」という。）について、必要な事項を定めることを目的とする。

(指定の申請)

第2条 校長は、規則第3条第2項により、協議会を設置する学校として指定を申請する場合は、別記様式1により三重県教育委員会（以下「教育委員会」という。）に申請する。

(基本方針の承認)

第3条 規則第4条第1項に掲げる事項の具体的な内容については、指定学校の実態に応じて、協議会が定める。

(意見の取扱)

第4条 教育委員会は、協議会の意見を尊重し、その内容の実現に努めるものとする。ただし、規則第5条第2項については、原則として三重県公立学校教員採用選考試験実施要項、教職員人事異動基本方針及び教職員人事異動実施要領等採用及び人事に関する要綱に基づく範囲内において、取り扱うものとする。

(委員の推薦)

第5条 当該指定学校の校長が委員の推薦を行う場合は、学校の特色に応じ、協議会の委員として適任である者を選し、別記様式2により教育委員会に推薦する。

(報酬)

第6条 委員の報酬は、年額24,000円のほか、通勤1回につき公立学校職員の給与に関する条例第16条の規定の例により算出した支給単位期間が1箇月である場合の通勤手当の額の21分の1に相当する額（10円未満の端数は、切り捨てた額）を加給する。

2 委員が年度途中において新たに任命されたときはその日から、離職したときはその日まで、死亡したときはその日の属する月までの報酬を支給する。

3 前項の規定により支給する場合の報酬の額は、第1項に定める額を月割計算して得た額とする。ただし、月の途中において新たに任命され又は離職したとき（死亡したときを除く。）の当該月分の報酬の算定は、現日数を基礎として日割により行い、1円未満の端数が生じたときは、当該端数は切り捨てるものとする。

(児童・生徒の意見の聴取)

第7条 協議会は、必要に応じて、児童・生徒の発達段階に配慮しつつ、児童・生徒が意見を述べる機会を得られるよう努めるものとする。（庶務）

第8条 協議会の庶務については、当該指定学校が行うものとする。

(委任)

第9条 この要綱の実施について必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月20日から施行する。